

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第678号）

2023年9月15日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

工業情報化部など、電子情報産業の安定成長に向けた活動方を公表

工業情報化部は2023年9月5日、財政部と連名で電子情報産業の安定成長に向けた2年間の活動方を公表しました。この方はコンピューターや通信機器、リチウムイオン電池、太陽光電池などの電子部品製造業の発展促進を目指し、23～24年の数値目標を示した他、具体的な活動内容なども明記しました。そして、電子情報産業を工業と国家政治・経済の安全確保における重要な領域に位置づけ、工業分野における電子情報産業の役割を一層発揮するとしています。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ **設備機器関連費用の所得控除関連政策に関する公告**
（財政部など、9/4）
- ✓ **研究開発機関の調達設備の増値税政策に関する公告**
（財政部など、9/5）

**MIZUHO**

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

工業情報化部など、電子情報産業の安定成長に向けた活動方案を公表

工業情報化部は 2023 年 9 月 5 日、財政部と連名で電子情報産業の安定成長に向けた 2 年間の活動方案¹（以下、方案）を公表しました。この方案はコンピューターや通信機器、リチウムイオン電池、太陽光電池などの電子部品製造業の発展促進を目指し、23～24 年の数値目標を示した他、具体的な活動内容も明記しました。

23～24 年は、コンピューターや通信など、電子機器製造業の付加価値額の平均伸び率が約 5%、電子情報産業における一定規模（年商 2 千萬元）以上の企業の売上が 24 兆元超となることを目指す。その他、24 年は 5G 対応スマホ出荷台数の割合が 85%超、75 インチ以上のテレビの割合が 25%超、太陽電池の生産量が 450GW 超となることも目標に掲げました。

また、この方案は市場拡大や電子情報産業の高度化・低炭素化・スマート化、対外貿易と国際連携への注力、サプライチェーンの強靱化などの方面から、この 2 年間の活動内容を挙げています。詳細については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】活動の主な内容

活動	主な内容
内需拡大戦略の実施による市場潜在力の引き出し	<ul style="list-style-type: none">▶ 伝統分野における消費の高度化を促す。技術と製品のイノベーションを通じスマホやコンピューター、テレビなどの伝統分野における消費を押し上げ、潜在的な需要を喚起する。▶ スマホの高度化とブランドのハイエンド化を推進し、折りたたみスマホの普及を後押しするよう産業システムの整備と市場育成に取り組む。▶ VR（仮想現実）や AV 機器、先進コンピューティング、北斗衛星測位システム、新型ディスプレイ、スマート太陽光発電・蓄電システムの応用拡大を柱として新たな成長力を引き出す。
電子情報産業の高度化・低炭素化・スマート化の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 各種ファンド及び民間資本を重要事業の投資に呼び込み、集積回路や新型ディスプレイ、通信機器、人工知能（AI）ハードウェア、リチウムイオン電池などの重点分野における重要プロジェクトの着工・建設を推進する。▶ 産業競争力を強化するため、企業がカウンターシクリカル（反循環的、逆周期）の投資を展開することを奨励する。企業が技術改良と生産ラインの更新を加速させ、立ち遅れた設備・生産能力を淘汰し、ハイエンド製品の割合を高めることを支援する。▶ グリーン製造と知能化アップグレードを促進する。グリーン工場の設置を奨励し、産業資源の循環利用を推進し、エネルギーの有効利用、排出削減、廃棄物の資源化利用と無害化処理などの機能を有する技術・工程と設備の開発と普及に力を入れる。
対外貿易と国際連携への注力	<ul style="list-style-type: none">▶ 輸出の安定化や越境 EC の発展促進に取り組む。電子機器業界における輸出製品構成の最適化を進め、高付加価値製品の輸出比率を高め、ブランドの国際競争力を向上させる。▶ 国際交流と協力を積極的に展開する。外資企業による電子情報産業への投資拡大を奨励する。集積回路や新型ディスプレイ、スマートヘルスケア・介護、超高精細テレビ、北斗衛星測位システムの応用などの分野において関係国・地域との間で常態化した交流・協力メカニズムを構築する。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_6ec44841d92a49729b9c04a91b5f89f9.html

【図表 1】活動の主な内容（続き）

活動	主な内容
供給側構造改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報技術分野における中核技術のイノベーションと更新・応用を促し、マイクロ LED、印刷方式有機 EL ディスプレイなどの産業への布石を加速させる。 ➢ パーソナルコンピューティング、新型ディスプレイ、VR/AR（拡張現実）、5G 通信、ICV（インテリジェント・コネクテッド・ビークル）などの重点分野における電子材料、専用電子機器と測定機器に関する技術の開発を推進する。 ➢ 『エネルギー電子機器産業の発展推進に関する指導意見』（工業情報化部などが今年 1 月公表）を実施し、太陽光発電と新型蓄エネシステム、重点端末の応用、重要情報技術が融合した発展を加速させる。 ➢ リチウムイオン電池、ナトリウムイオン電池、蓄エネなどの産業に対する支援を強化し、中核材料と設備、生産工程における手薄な部分の補強を加速させる。
サプライチェーンの強靱化と産業間の協働体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 集積回路や新型ディスプレイ、サーバー、太陽光発電などの分野を中心に、サプライチェーンの強靱化、健全化、安定化に取り組む。 ➢ 『太陽光発電産業のサプライチェーン協働発展の促進に関する通知』（工業情報化部などが昨年 8 月公表）などを着実に実行し、太陽光発電やリチウムイオン電池の川上と川下産業の協働を強化する。 ➢ トップ企業の先導的・牽引的役割を発揮する一方、「専精特新」企業（ある分野に特化した新興企業）と「小巨人」企業（細分化された分野に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業）の育成にも注力する。 ➢ サプライチェーンにおけるコア企業の役割を発揮し、資源配分の最適化を行い、複数の国際競争力を有する産業クラスターを作り上げる。 ➢ 企業合併・再編や海外 M&A の展開、企業による中西部地域への移転を奨励する。
産業政策の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子情報関連技術標準の整備を継続的に推進し、先端技術と標準の融合を強化する。 ➢ 電子機器の基幹部品、半導体部品、光電子部品、電子材料、新型ディスプレイ、集積回路、スマートホーム、VR などに関する標準体系を整理し、重点標準の策定と公表済み標準の着実な実施を加速させる。 ➢ 電子情報分野の国際標準の策定に積極的に参加し、国内標準の国際標準化を推進する。 ➢ ハイテク企業に対する財政・金融支援を強化する。既存の優遇税制を着実に実行すると同時に、オンショアとオフショア市場での上場や起債も支持する。 ➢ 企業家と各種専門人材が交流するプラットフォームを構築し、人材誘致に良好な環境を作り出す。

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

設備機器関連費用の所得控除関連政策に関する公告

(原文: 关于设备、器具扣除有关企业所得税政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2023 年第 37 号

財政部など 2023 年 9 月 4 日公表

【主要内容】

- 企業の設備投資を促すため、財政部は稅務總局と連名で、設備機器購入費用の所得控除政策を公表した。
- 企業が24年1月1日から27年12月31日にかけて新たに購入した1台当たり価額が500万元以下である設備機器について、企業はその価額を当期の費用として企業所得稅（法人稅）の課稅所得から控除することが可能であり、年度ごとに減価償却を行うことが不要となる。
- 1台当たり価額が500万元を超える場合は、現行通りに『企業所得稅法實施條例』、『固定資產加速減価償却の企業所得稅政策の改善に関する財政部、國家稅務總局的通知』（財稅〔2014〕75号）、『固定資產加速減価償却の企業所得稅政策の更なる改善に関する財政部、國家稅務總局的通知』（財稅〔2015〕106号）などにに基づき実施する。
- 本公告でいう設備機器とは、住宅、建築物以外の固定資產を指す。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230904_3905381.htm

研究開発機関の調達設備の増値稅政策に関する公告

(原文: 关于研发机构采购设备增値稅政策的公告)

財政部 商務部 稅務總局公告 2023 年第 41 号

財政部など 2023 年 9 月 5 日公表

【主要内容】

- 財政部は商務部、稅務總局と連名で、研究開発機関（外資R&Dセンターを含む）が調達した国産設備の増値稅還付政策を27年末まで延長する公告を公表した。
- 公告は外資R&Dセンターの条件を明確にした。外資R&Dセンターは①獨立法人の場合、投資總額が800万米ドル以上、社内部門もしくは分公司（法人格を有しない拠点）の場合、研究開発費が800万米ドル以上、②研究、テストなどに専ら従事する人員が80人以上（従来は150人）、③設立してから調達した設備が累計2千万元以上の3つの条件を満たさなければならない。
- 公告はまた、適用対象となる設備リストや外資R&Dセンターが増値稅還付を申請する際の提出書類を付属資料に掲載しており、その内容は従来（19年版の増値稅還付政策）とほぼ同様である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230904_3905372.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。